

「極の守の会」会則

(名称)

第1条 この会は、極の守の会と称する（以下「本会」という。）

(目的)

第2条 本会は、市内工業者間のつながりを構築し、相互連携を強化することで、技術の研鑽及び工業基盤の強化を図り、もって地域経済の活性化・好循環に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員企業間の交流・連携促進事業
- (2) 会員企業と教育機関、金融機関、経済団体、行政機関等の交流・連携促進事業
- (3) 国・府・市等からの工業者支援情報収集事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第4条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 2名
 - (3) 会 計 1名
 - (4) 会計監事 1名
- 2 会長は、本会の互選により決定する。
 - 3 その他の役員は、会長が指名する。
 - 4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 本会の役員は、必要に応じ、随時補充することができる。その場合の任期は前任者の残任任期とする。

(役員の職務)

第5条 会長は、会員を代表し会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会の会計を処理する。
- 4 会計監事は、会の会計を監査する。

(会員)

第6条 本会の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 守口市内に事業所を有する者
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に規定する製造業を営む者

(入会)

第7条 新たに本会に入会しようとするものは、会長に届けなければならない。

- 2 本会は、第6条の資格を有する者の入会を拒んではならない。ただし、第2条に掲げる目的の達成のため、会長が不適切と判断した場合、この限りではない。

(退会)

第8条 会員の退会は、次の場合とする。

- (1) 本人の申出があったとき
- (2) 住所を区域外に移したとき
- (3) その他、会長が特別と認めたとき

(事務所)

第9条 本会の事務所は、第4条に定める会長が有する事業所内に置く。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(禁止事項)

第11条 本会は、次の行為を行なうことができない。

- (1) 特定の政党を支持すること
- (2) 特定の宗教を支持すること
- (3) 公俗良序に反すること

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1. この会則は、令和4年8月22日より施行する。